

# 『消費税軽減税率制度説明会』

～軽減税率制度の実施までに準備が必要なのをご存知ですか？～

|            |   |
|------------|---|
| <b>日時</b>  | 平成30年 <b>11月6日(火)</b><br>14:00～16:00  |
| <b>会場</b>  | 伊万里商工会館4階 大ホール  |
| <b>受講料</b> | <b>無料</b>   |
| <b>定員</b>  | <b>100名</b> (先着順とさせていただきます)   |
| <b>対象</b>  | <b>すべての事業者</b>  |
| <b>内容</b>  | (1)消費税軽減税率制度について<br>インボイス制度概要について<br>講師：伊万里税務署 担当官<br><br>(2)軽減税率対策補助金について<br>講師：伊万里商工会議所 担当者 |
| <b>申込</b>  | 下記受講申込書に必要事項を<br>ご記入のうえ、FAX または電話にて<br>お申込み下さい。   |

消費税率 10%への引上げ及び軽減税率制度が平成31年10月から導入される予定です。

消費税軽減税率制度は、全ての事業者に影響があるため、

- ①取扱商品が軽減税率8%か、標準税率10%かを判断
- ②軽減税率対象品目が仕入れや経費にある場合は、税率ごとの区分経理への対応③複数税率に対応したレジやシステムの改修など、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

今回、軽減税率制度や事業者支援措置の理解を深めるために、分かりやすく説明いたしますので、経営者及び実務担当者の皆様にご参加頂きますようご案内いたします。

軽減税率制度導入の対策は？

従業員の制度理解は進んでいますか？

準備は早めに！



主催  
共催

## 伊万里商工会議所 中小企業相談所

(公社)伊万里有田法人会、伊万里間税会、伊万里青色申告会、伊万里税務署

TEL 0955-22-3111

FAX 0955-23-3106

※このまま送信して下さい。FAX 0955-23-3106

伊万里商工会議所(11/6)消費税軽減税率制度説明会 受講申込書

|       |     |       |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 事業所名  |     |       |     |
| 所在地   | 〒 - | 電話:   | - - |
|       |     | FAX:  | - - |
| フリガナ  |     | フリガナ  |     |
| 受講者氏名 |     | 受講者氏名 |     |